

補助人の仕事と責任

大津家庭裁判所

補助人とは、判断能力が不十分な人（被補助人といいます）の権利や財産を守るため、被補助人が財産上の重要な行為をする際に、それが被補助人の利益に適うかどうかを判断して同意を与えたり、同意を得ずに単独でしてしまった行為を後から取り消したりする人です。

1 補助人の権利と義務

□ 同意権と取消権

「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てにより、同意権付与の審判がなされると、被補助人が、その審判で定められた財産上の重要な行為（民法第13条第1項の範囲内：下記の2を参照）を行うには、補助人の同意が必要になります（これを同意権といいます）。

補助人の同意を得ないでした行為は、補助人又は被補助人が、後で取り消すことができます（これを取消権といいます）。

ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、同意の必要がなく、また、後で取り消すこともできません。

□ 代理権

「代理権の付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、補助人は、その審判で定められた法律行為を、被補助人に代わって行うことができます。

* 「同意を要する行為の定め」又は「代理権の付与」については、補助開始の申立てと同時に少なくともどちらか一方の申立てをする必要がありますが、両者のうち補助開始の申立てと同時に申立てをしなかったものについては、補助開始の審判の後にすることもできます。ただし、申立てにあたっては、ある程度具体的に行為を特定すること、同意権や代理権を付与することに被補助人が同意していることが条件になります。

□ 善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）

補助人は、事務の遂行に当たっては、通常の注意義務（自分のためにするときの注意の程度）よりも高度な注意義務が課されます。

□ 身上配慮義務

また，被補助人の意思を尊重し，かつ，その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

2 補助人の同意権の範囲

同意権の範囲や内容は，審判によって定められます。ただし，民法第13条第1項で定められている内容の範囲内に限定されます。

民法第13条第1項の内容及びよく見られる具体的な例は以下のとおりです。

☐ 元本の領収又は利用

ア 預貯金の払い戻し

イ 貸したお金を返してもらうこと

ウ お金を貸すこと（利息の定めがある場合）

☐ 借財又は保証

ア 借金（金銭消費貸借契約の締結）

イ 保証人になること（債務保証契約の締結）

☐ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

ア 不動産の売却

イ 不動産の賃貸借契約の締結（☐記載のものを除く）及び解除

ウ 抵当権設定

エ 金銭の貸付（利息の定めがない場合）

オ 通信販売（インターネット取引を含む）及び訪問販売等による契約の締結

カ クレジット契約の締結

キ 元本が保証されない取引（先物取引，株式の購入など）

☐ 訴訟行為

民事訴訟において原告として訴訟を遂行する一切の行為。

ただし，相手方が提起した訴訟への応訴や，離婚・認知などの裁判（人事訴訟）は，補助人の同意がなくてもできます。

☐ 贈与，和解又は仲裁合意

贈与とは，自己の財産等を他人に与えることであって，贈与を受ける場合は補助人の同意は不要です。

☐ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

被補助人が遺産分割協議をするには，補助人の同意が必要になります。

☐ 贈与の申込みを拒絶し，遺贈を放棄し，負担付きの贈与の申込みを承諾

し、又は負担付きの遺贈を承認すること

☐ 新築、改築、増築又は大修繕

住居等の新築、改築、増築又は大修繕を目的とする法律行為

☐ 民法第602条の期間を超える賃貸借

民法第602条には、

①樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借は10年

②その他の土地の賃貸借は5年

③建物の賃貸借は3年

④動産の賃貸借は6か月

と定められています。

3 取消の方法

特に決められた方法はありません。相手方に取消の意思表示がなされればそれでよいとされています。例えば、クーリング・オフ制度のように、内容証明郵便を利用するのも1つの方法でしょう。

4 取消の効果

補助人又は被補助人によって取り消された行為は、初めから無効なものとなみなされます。したがって、その行為によって利益を得た場合は、返還しなければなりません。

例えば、被補助人が、補助人の同意を得ないで借金をした場合、補助人は、原則として、その行為を取り消すことができますが、借りた金は返す必要があります。

ただし、返還しなければならないのは、利益がそのままの形（現金のまま）又は形を変えて残っている場合（借りた金で購入した商品）だけです。

なお、借りた金を生活費に使ったような場合は、その分、自己の財産の減少を防いだことになり、形を変えて利益が残っていると考えられるので、返還しなければなりません。

5 取消ができない場合

取引の相手方を保護し、取引の安全を図るため、以下のような場合は、取消ができません。

☐ 被補助人が詐術を用いた場合

例えば、被補助人が、自分が被補助人ではないと嘘をついて、相手方を誤信させた場合

☐ 補助人が追認した場合

例えば、被補助人が単独でした借金の一部を、補助人が返済した場合（補助人が被補助人の行為を認めたものとみなされます。）

□ 時効

補助人が、その行為を知った時から５年経過した場合又はその行為の時から２０年が経過した場合

6 補助監督

補助人の職務が適切になされているかどうかを家庭裁判所が場合によって確認することになっています。その場合には、補助人に対して、定期的に報告を求めたり、調査を行います。各種資料を提出していただくこともあります。よろしくご協力ください。

7 被補助人が死亡した時

被補助人が死亡した場合は、速やかに家庭裁判所にご連絡ください。必要な手続きについてご説明いたします。また、東京法務局にも「終了の登記」の申請をしてください。

8 報酬の付与

補助人は、その職務に対して、報酬を請求することができます。ただし、ある一定期間経過後の後払いになります。報酬を望む場合は、家庭裁判所に「補助人に対する報酬の付与」の審判の申立てをしてください。それを家庭裁判所が認めて、初めて報酬を受け取ることができます。報酬の額は、職務の内容を勘案し、家庭裁判所が決めます。

なお、報酬の原資は被補助人の財産です。したがって、被補助人に財産がない場合は、報酬をお支払いできません。また、報酬を望まない場合は、申立てをしなくてもかまいません。

9 補助人であることの証明

□ 登記事項証明書

補助人であることの証明書として「登記事項証明書」という書類があります。郵送で請求する場合は、東京法務局に申請してください。申請書に必要な事項を記載し、１通につき収入印紙５５０円分と、返信用切手を貼った返信用封筒を同封し、下記の宛先へ郵送してください。

窓口で証明書の交付を求める場合は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課に申請してください。滋賀県の場合は、大津地方法務局戸籍課で取り扱っています。

「登記事項証明申請書」は、最寄りの法務局・地方法務局などで取り寄

せるか、法務省ホームページからダウンロードしてください。収入印紙は、各法務局、郵便局などで購入できます。

□ 審判書謄本と確定証明書

場合によっては、家庭裁判所の審判書謄本と、審判の確定証明書の提示を求められることがあります。

審判書謄本は、お手元に届いたものの他にも、追加して交付できます。手数料は審判書1枚につき150円（収入印紙）です。

確定証明書は、補助人と被補助人が審判書謄本を受け取った日の遅いほうの日から2週間が経過し、その間に即時抗告の申立てがない場合に交付することができます。手数料は、1件につき150円（収入印紙）です。

*** 郵送での「登記事項証明書」の請求先**

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）

10 登記事項に変更が生じた場合

転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組などによって姓が変わるなどして、登記事項に変更が生じた場合は、まず、家庭裁判所にご連絡ください。その上で、東京法務局に「登記事項の変更の登記」の申請をしてください。

成年後見登記に関する情報

◇ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

◇ 大津地方法務局戸籍課

電話 077-522-4671（代表）

財産管理について代理権を付与された補助人の職務

1 財産目録の作成

財産管理全般について代理権を付与された補助人は、被補助人の財産内容を正確に把握する必要があります。その上で、今後、被補助人が生活するのにどの程度の費用がかかるのか、予算を立ててください。

それを、「財産目録」及び「収支予定表」に記載し、補助人に選任されてから1か月以内に提出していただきます。

2 出納の記録

毎月の支出については、できれば家計簿（普通のノートで結構です）に記載するとともに、領収書が発行される場合は領収書を保管してください。

3 預貯金の管理の仕方

補助人と被補助人の財産を、名義上も実質も、明確に区別してください。また、安全、円滑な取引のため、補助人になった旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。

さらに、危険を冒して投資するよりも、たとえ金利が低くても、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。万一、損害が発生した場合は、補助人を解任される可能性があるばかりでなく、新しい補助人から損害賠償を請求される可能性があります。

なお、ペイ・オフ対策については、家庭裁判所は判断できませんので、補助人がご判断ください。

4 財産の使い道

被補助人のために使う限り、常識の範囲内であれば特に制限はありません。

5 遺産分割に当たっての留意点

遺産分割協議では、被補助人だけが不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法第900条参照）が被補助人の取り分です。

6 補助人と被補助人の利益が相反する場合

例えば、遺産分割協議において、双方ともが相続人である場合のように、補助人の利益を図ることが被補助人の不利益になる場合、「利益相反」と言います。

この場合，被補助人の利益を守るために，利益相反の手続きに限って被補助人の代理をする人（臨時補助人といいます）を選ぶ必要があります。

審判確定後，「臨時補助人選任」の申立てをしてください。その際，利益相反に当たる行為について具体的に記載していただきます。また，遺産分割協議が目的であれば，遺産分割協議書案を添付していただきます。

正式に決まったらご記入ください

基本事件番号 平成 年（家）第 号

補助人氏名 _____

被補助人氏名 _____

補助監督人氏名 _____

登記番号 第 ー 号